

春日部市条例第 32 号

春日部市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 18 日

春日部市長

A handwritten signature in black ink, consisting of stylized Japanese characters, likely reading '石谷 弘' (Ishigaya Hiroshi).

春日部市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業企業職員定数条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>651人</u> とする。	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>604人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。